

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の
氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項の規定に基づき を命じたものです。

年 月 日

(注 意)

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪に罰せられることがあります。
水道 水道
- 3 電気の供給を保留するよう電気事業者に通知しました。
ガス ガス

縦60センチメートル
横45センチメートル